

# 令和元年 10月 適正化巡回指導項目別調査結果

区分	重点	調査事項	指導件数	(否)件数	(否)割合(%)
I. 事業計画等	1	主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	123	13	10.6
	2	営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	125	5	4
	3	自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	124	7	5.6
	4	乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適切か。	123	9	7.3
	5	乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	123	9	7.3
	6	届出事項に変更はないか(役員・社員・特定事業者に係る運送の需要者の名称変更等)。(本社巡回に限る。)	85	0	0
	7	自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	109	0	0
	8	名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	109	1	0.9
II. 帳票類の整備、報告等	1	事故記録が適正に記録され、保存されているか。	42	2	4.8
	2	自動車事故報告書を提出しているか。	8	0	0
	3	運転者台帳が適切に記入等され、保存されているか。	123	5	4.1
	4	車両台帳が整備され、適切に記入等されているか。	123	0	0
	5	事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか(本社巡回に限る。)	94	11	11.7
III. 運行管理等	1	運行管理規程が定められているか。	123	8	6.5
	○ 2	運行管理者が選任され、届出されているか。	94	3	3.2
	3	運行管理者に所定の講習を受けさせているか。	93	9	9.7
	4	事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか。	109	0	0
	○ 5	過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割りが作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適切に管理されているか。	126	26	20.6
	6	過積載による運送を行っていないか。	109	0	0
	○ 7	点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	126	22	17.5
	8	乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	125	10	8
	9	運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	100	19	19
	10	運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	15	8	53.3
	○ 11	乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	125	15	12
	○ 12	特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	77	47	61
	○ 13	特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	77	32	41.6
IV. 車両管理等	1	整備管理規程が定められているか。	96	2	2.1
	○ 2	整備管理者が選任され、届出されているか。	94	3	3.2
	3	整備管理者に所定の講習を受けさせているか。	94	14	14.9
	4	日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適切に行っているか。	123	1	0.8
	○ 5	定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	124	21	16.9
V. 労基法等	1	就業規則が制定され、届出されているか。	62	2	3.2
	2	36協定が締結され、届出されているか。	93	4	4.3
	3	労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)。	110	3	2.7
	○ 4	所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適切にされているか。	121	29	24
VI. 法定福利	1	労災保険・雇用保険に加入しているか。	111	9	8.1
	2	健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	115	25	21.7
VII. 運輸安全マネジメント	1	運輸安全マネジメントの実施は適切か。	109	13	11.9

巡回種別/評価区分	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	35	30	22	14	4	1	106
新規(新規参入)	0	0	0	0	0	0	0
新規(新設営業所)	1	0	1	1	1	0	4
特別(乗務告示違反)	0	0	0	0	0	1	1
特別(支局監査後の改善確認)	0	0	0	0	0	3	3
個別(5両未満の霊柩事業者)	0	0	0	0	0	14	14
合計	36	30	23	15	5	19	128
比率	28%	23%	18%	12%	4%	15%	100%